

令7福情答申第8号

令和8年1月28日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(総務企画局人事部労務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和5年4月25日付け総労第8号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で福岡市のうち市長部局が保有するもの」に係る一部公開決定の件



答 申

## 第1 審査会の結論

「福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で福岡市のうち市長部局が保有するもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）は、審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容を踏まえ、別表に掲げる公文書、及び、更に該当するものがあれば、これを特定したうえで、改めて福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

## 第2 審査請求の趣旨及び経過

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和5年3月24日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

### 2 審査請求の経過

- (1) 令和5年3月14日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和5年3月24日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和5年4月3日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

## 第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求人は、「分限処分に関する情報」のすべての公開を求めている。

審査請求人は分限処分を受け、裁判で係争中であるが、被告である実施機関から提出された裁判資料と比べて公開された文書が少ない。実施機関は、処分の前提となる情報の人事データを裁判資料として提出している。したがって、実施機関がこのような情報を保有していることは明らかである。

分限処分に至るまでの過程としては、まず特別評定（上期・下期）を実施し、それでも改善が認められない場合には特別評価を行い、その結果を踏まえて分限処分を行う、という流れである。したがって、特別評定や特別評価の内容、研修の実施状況、そして分限免職という手段を選択した理由などが記載された文書が存在すると考えられる。

別途、保有個人情報開示請求をしたが、公開を求める文書の範囲は、保有個人情報開示請求における対象文書と同じ範囲である。

- (2) 審査請求人以外の分限処分を受けた職員についての書類も公開を求めている。福岡市職員賞罰分限審議会においては、過去の処分例と比較しながら、処分の妥当性を検討しているものと考えられる。
- (3) 処分に関する提要の公開も求める。どのような行為に対して、どのような処分が科されるのかという基準を記載した提要が存在するはずである。懲戒処分の基準はすでに公表されており、分限処分の基準についても、同様に公表すべきである。
- (4) 福岡市職員賞罰分限審議会に提出した書類以外にも、福岡市が分限処分をするにあたって収集した情報も「分限処分に関する情報」に該当するものと考えている。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 本件決定は、実施機関である処分庁が、条例に基づき、慎重に判断したうえで行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。
- (2) 審査請求人が、公開された公文書に不足があると主張するうえで、比較対象としているのは、「福岡市職員賞罰分限審議会の開示請求人に関する情報」を請求内容とする令和5年2月3日付けの保有個人情報開示請求に対して、令和5

年2月14日付総人第1187-1号の保有個人情報一部開示決定により開示した文書であると思われる。

- (3) 当該一部開示決定において、審査請求人に対して開示したのは、審査請求人の分限処分について審議を行った福岡市職員賞罰分限審議会の諮問及び答申に関する文書、並びに当該審議会の議事録である。
- (4) 一方、本件処分において、審査請求人から公開請求を受けた請求内容は、「福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で福岡市のうち市長事務局が保有するもの」であり、福岡市職員賞罰分限審議会に関する文書とは記載されていない。
- (5) よって、令和5年3月24日付け総人第1428-1号の公文書一部公開決定において、過去5年間に実施した分限処分の一覧を一部公開しているものであり、審査請求人が行った保有個人情報開示請求及び公文書公開請求のそれぞれの請求内容を踏まえ、公開又は開示される文書の内容が異なるのは当然である。
- (6) 実施機関としては、今回、「分限処分一覧表」を対象文書として一部公開決定を行っているが、その理由としては、「分限処分に関する情報で市長事務局が保有するもの」との請求の内容から「分限処分の概要が確認できるもの」と理解したこと、過去に今回の公開請求と同趣旨の内容で公文書公開請求がなされた際に、今回と同様に「一覧表」を対象文書として一部公開決定を行った事案があったことから、一覧表を対象文書とすべきと判断したものである。
- (7) 請求人が、過去に保有個人情報開示請求において開示を求めたのは、「賞罰分限審議会における請求人に関する情報」であったことから、同審議会に関する資料を開示したのに対して、今回の公開請求において求められているのは「分限処分に関する情報」であるため、実施機関としては、処分年月日、処分の程度等の分限処分に関する情報が記載されている「分限処分一覧表」でもって概要が確認できると判断し、当該一覧表の一部を公開したものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

## 1 本件の争点について

審査請求人は、本件公開請求は、実施機関が保有する「分限処分に関する情報」のすべての公開を求める趣旨であり、少なくとも実施機関は、審査請求人が別途提起した保有個人情報の開示請求に係る決定処分に対する審査請求において開示した公文書、及び、分限免職処分取消請求訴訟において証拠として提出した公文書（以下、あわせて「関連文書」という。）を保有しているとして、関連文書を審査請求人以外のものも含め、公開すべき旨を主張する。

これに対し、実施機関は、本件公開請求において求められているのは「分限処分に関する情報」であるため、処分年月日、処分の程度等の分限処分に関する情報が記載されている「分限処分一覧表」でもって概要が確認できると判断し、当該一覧表の一部を公開したものとして、本件対象文書の特定は妥当であった旨を主張する。

まず、本件決定で特定された公文書「分限処分一覧表」における公開、非公開の判断については、当事者間に争いが無いことから、当該公文書に係る実施機関の決定については妥当である。

そこで、当審査会としては、本件対象文書の特定の妥当性、すなわち、本件決定で特定された公文書以外に本件対象文書とすべき公文書が認められるか否かについて、以下検討する。

## 2 公開請求書に記載すべき事項と対象文書の特定に関する条例の定め

条例においては、公開請求に当たり、公開請求をする者は、公開請求書を実施機関に提出しなければならないが、公開請求書には「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載する旨定められている（条例第6条第1項第2号）。公文書を特定するために必要な事項の記載は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度になされている必要がある。

また、実施機関は、「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」は、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるが、この場合においては、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない旨定められている（同条第2項）。

「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」には、記載事項に漏れがある場合のほか、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり公開請求に係る公文書を特定することができない場合等も含まれるが、公開請求者は、一般に行政実務に通じていないことから、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。

したがって、実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供し、又は当該公開請求者と連絡を取り合い、公開請求の趣旨を十分に確認するなど、当該公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとされている（条例第42条）。

### 3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会において実施機関に確認したところ、本件公開請求書の「福岡市が過去5年間に行った分限処分に関する情報で福岡市のうち市長部局が保有するもの」との記載内容から、本件対象文書は「分限処分の概要が確認できるもの」と解し、「分限処分一覧表」を本件対象文書として特定したとのことであった。

また、実施機関によれば、審査請求人が求める公文書の範囲について、審査請求人に対して確認は行っていないとのことであった。

そうであれば、本件対象文書については、本件公開請求書の記載内容から合理的に判断するほかなく、当該記載内容を踏まえれば、その範囲は、実施機関が主張する「分限処分の概要が確認できるもの」にとどまらず、広く、「関連文書」も含む可能性は否定できない。

そこで、当審査会から実施機関に対し、関連文書の有無について確認したところ、福岡市職員賞罰分限審議会の資料の他、分限処分についての分限処分関係書類など別表に掲げる公文書を保有しているとのことであった。

(2) 以上のことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当でなく、実施機関は、審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容を踏まえ、別表に

掲げる公文書、及び、更に該当するものがあれば、これを特定したうえで、改めて条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年4月25日	実施機関からの諮問
令和5年7月7日	実施機関の弁明意見書を收受
令和7年6月11日（第2部会）	審議
令和7年7月16日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和7年8月24日（第2部会）	審議
令和7年9月3日（第2部会）	審査請求人から意見聴取・審議
令和7年10月8日（第2部会）	審議
令和7年11月12日（第2部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、北坂尚洋、鈴木崇弘、山下亜紀子

別表

	公文書の名称
1	福岡市職員賞罰分限審議会付議事案について（諮問）
2	福岡市職員賞罰分限審議会資料
3	福岡市職員賞罰分限審議会付議事案について（意見具申）
4	福岡市職員賞罰分限審議会議事録
5	分限処分関係書類（分限処分について（予告））
6	分限処分関係書類（分限処分について）